三朝町基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月29日

三朝町長

三朝町条例第18号

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

別表第１（第２条、第３条、第５条、第７条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
12　三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、次に掲げる事業の推進に資すること。 （１）　三朝温泉及び町の振興に関する事業 （２）　次代を担う子どもが育つ教育に関する事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第２欄に掲げる事業の財源に充てるとき。

改正前

別表第１（第２条、第３条、第５条、第７条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
12　三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、次に掲げる事業の推進に資すること。 （１）　三朝温泉及び町の振興に関する事業 （２）　次代を担う子どもが育つ教育に関する事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第２欄に掲げる事業の財源に充てるとき。
13　三朝町新型コロナウイル	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計	第２欄に掲げる事業の財源

13　略
14　略
15　略
16　略
17　略
18　略

（備考）　略

ス感染症対応資金利子補給基金	事業者が借り入れた資金に対する利子補給を行い、事業継続及び安定的経営を支援すること。	める額	上して当該基金に積立て	に充てるとき。

14　略
15　略
16　略
17　略
18　略
19　略

（備考）　略

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。